

# 苫小牧市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案概要

## 【総 則】

### 第1節 計画の方針

#### 2 計画の効果的な推進

災害対応にあたり「減災」「男女共同の視点」の防災、災害教訓の伝承や防災教育の推進など、防災の基本方針として追記。

#### 4 計画の構成

「震災対策編」から「地震・津波災害対策編」に変更。

### 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や各機関の事務又は業務の大綱及び市民の役割などについて、北海道地域防災計画が示す内容に合わせ修正。

苫小牧港管理組合の位置付けを修正。

### 第3節 市域の災害環境

#### 第3 苫小牧市に被害をもたらした地震及び津波の発生状況を追記。

東北地方太平洋沖地震による苫小牧港への津波について追記。

#### 第4 地震・津波被害の想定

「想定津波波源域」、「市内代表地点の状況（津波第1波到達時間等）」、「津波浸水予測図」、「公共施設被害の予測」等を追記。

## 【第2章 災害予防計画】

### 第1節 災害に強い都市づくり

#### 第5 港湾施設の整備

災害時に使用する耐震岸壁、荷捌き地、想定する機能等、施設整備に関する事項を追記。

### 第3節 組織・人づくり

#### 第5 防災知識の普及

##### 4 住民への周知

地震・津波災害に対する、市民周知の方法、平常時の周知（啓発）内容、地震発生時の心得、運転者のとるべき措置について具体的な内容を追記。

### 第4節 情報通信の整備

#### 第1 通信機器の整備

津波の通報、通信手段、情報伝達手段についての修正。エリアメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、モバイル端末等の活用について追記。

### 第5節 避難環境づくり

#### 第1 避難所の指定

##### 2 指定条件

避難所の指定条件について追記。

### 3 津波避難ビル等の指定

協定締結等による津波一時避難ビルについて追記。

## 第2 避難体制の整備

避難所運営マニュアルの策定について、地域防災計画の下位計画として位置付けることとし、策定にあたっての掲載項目について規定。

## 第8 避難行動要支援者名簿

災害対策基本法改正による避難行動要支援者名簿作成に関する事項を定めた。

## 【第3章 災害応急対応策計画】

### 第1節 災害応急体制

#### 2 地震及び津波予報・警報の種類

東日本大震災以降、特別警報の追加や、警報発表時の表現方法など、大幅に見直しされたため、気象警報等に関する事項の修正を行った。

#### 5 本部の移設

市役所本庁舎が津波浸水予測地域に立地し、かつ代替場所としての消防署（末広町）も同様な立地。災害対策本部の代替場所として、津波浸水区域以外の施設であり、職員の参集、情報通信（防災行政無線）が可能、本庁舎に近いことを条件として「白鳥アリーナ」に設定した。

#### 1.1 本部会議

災害対策本部の協議事項として、「被害予測・被災地の把握」、「中長期的な需給予測及び復旧目標の設定」、「業務の優先順位の決定」の3項目を追記。

#### 1.2 災害応急対策の決定

災害応急期に、災害対策本部が講じる対策について、3点を追記。

※「情報分析」、「業務の優先順位の決定」、「全体方針の決定」

#### 1.3 災害初動期の災害対策本部体制の運用

業務継続計画（BCP）に定める想定より悪条件下での災害対応について追記。

職員参集、施設の使用制限など、行政機能が著しく低下している場合に、災害対策本部の業務に本部の指示により、業務に優先順位を付け、必要な部・班体制によって本部運営を行うものとする。※初動期の災害対策本部体制について例示を追記。

### 第2節 地震・津波情報の収集・伝達

地震・津波予報・警報の種類・内容の詳細について追記。また、警報等の考え方、留意点について記述を追記。

### 第4節 災害広報

#### 第1 避難広報

##### 4 放送を活用した避難勧告等の情報伝達

災害時における避難勧告等の住民等への情報伝達、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン」に基づく事項を追記。

#### 第2 避難所・住民・事業所への広報

広報手段として、市公式ホームページの「災害時専用ホームページの運用」を追記。

プレスリリース時の運用の見直し（発表内容を秘書報道広聴部報道広聴班と協議し、情報を整理）

## 第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

### 第4 避難所の運営

避難所運営上の留意事項として、「男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の実施を追記。

## 第14節 建物対策

### 1 災害公営住宅の整備

災害公営住宅の整備基準について追記。

## 【第4章 災害復旧計画】

## 第3節 災害復興事業

### 第1 災害復興事業の推進

#### 1 復興体制

害対策基本法に定める国の復興対策本部に係る事項を追記。

#### 3 災害復旧事業等に係る国等による代行

特定大規模災害等を受けた場合の都市計画の決定又は代行（法第42条関係）、災害復旧事業に係る工事の国等による代行（法第43条から第53条までの関係）に関する記述を追記。

## 【第5章 災害復旧計画】

## 第2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要を追記。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性を追記。

## 第4節 地震発生時の応急対策等

### 第1 地震発生時の応急対策

災害情報等の収集・伝達、避難のための勧告及び指示について追記。